

Stop! Harassment

ハラスメントは人権問題です

Let's think together together...
安心してキャンパス生活を送るために…



わたしたち函館大学は、ハラスメントのない環境を作っていくために皆さんと **一緒** に取り組みます。

ハラスメントとは…

● セクシャル・ハラスメント ●

相手の望まない性的な言動や要求によって不利益や不快感を与え、就労・就学や、教育・研究・課外活動の環境を悪化させる言動や行為を指します。

● アカデミック・ハラスメント ●

教育・研究の場において発生する問題で、指導を受ける者の修学・研究や職務上の権利を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたりする不適切な言動や行為を指します。

● パワー・ハラスメント ●

教育・研究の場に関係なく、職務関係における権力、上位の立場、および優越的な地位などを誇示したり、その背景によって、その部下や同僚の職務上の権利を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたり、就労環境や就労意欲を低下・妨害したりする不適切な言動や行為を指します。

● モラル・ハラスメント ●

言葉や態度など、いわゆる「見えない暴力」によって支配下に置いたり、精神的に追い詰めたりする行為を指します。

● その他 ●

アルコール・ハラスメント…飲酒にまつわる人権侵害で、生命に関わることもあり、傷害などの犯罪に発展する可能性のある極めて悪質かつ危険な行為です。

ジェンダーに基づくハラスメント…性別の違いを理由に、特定の役割を担わせたり、修学上、就労上の不利益をもたらす差別的扱いをする言動です。



ガイドライン

函館大学は、個人の尊厳、男女平等、学習の権利、研究の自由、勤労の権利を定めた日本国憲法の理念および「函館大学ハラスメントの防止等に関する規程」（平成19年4月1日施行）の精神に則り、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、およびパワー・ハラスメント等（以下ハラスメントという）の人権侵害を防止します。

すべての学生・教職員が対等な個人として基本的人権を尊重し、相互の信頼によって教育・研究や業務を行える環境を維持することを目的とし、これを将来にわたって維持することを重要課題としています。

函館大学は、そのためにハラスメントのない、安心して「学ぶことができる」、「教育・研究を行うことができる」、および「働くことができる」快適な大学作りに取り組むために、ハラスメント相談窓口およびハラスメント対策委員会を設けるとともに、万が一、ハラスメントの人権侵害が発生した場合には速やかにかつ適切に対応します。

なお、上記の「学生・教職員」には、本学に在学する学生、留学生、科目等履修生、聴講生等本学において修学する者および本学に就労する教職員（非常勤教職員および請負契約職員等を含む）の全てが含まれます。

ハラスメントを受けていると思ったら

言葉や態度で示す権利があります。あなたの気持ちをはっきりと相手に伝えることが解決に繋がることもあります。一人で解決できないときは友人や先生、先輩など、信頼できる人に相談してみましょう。「一人で我慢」しなくていいのです。

函館大学ではハラスメント相談窓口を用意しています。「不快」「嫌だ」が言えないとき、あるいは言ってもやめてもらえないときは相談してみてください。解決方法を一緒に見つけていきましょう。また、自分が抱えている違和感がハラスメントによるものだと確信が持てない場合でも、とりあえず窓口にご相談してみてください。

ハラスメントの起こる背景

ハラスメントの多くは、教職員と学生、職位の異なる教職員同士、上級生と下級生、成績評価、指導、人事、業務遂行上、上下関係・力関係の差がある人間関係において起こります。そのような人間関係では「弱い」立場にある人は、様々な形の利益や不利益のために、不快な言動を拒否したり、阻止したりすることが困難なためです。ハラスメントは、どのような場所・時間帯でも起こりえます。

加害者にならないために

ハラスメントに該当するかどうかの基準は、あくまでも相手が不快に感じたかどうかにあります。「嫌だ」という意思表示がなされないこともあります。これは、「合意」を意味するものではありません。

人は被害者となることを恐れ、加害者に憤りを感じても、自分が他人を傷つけていることには無自覚であることがあります。私たちはどの人にも傷つけられてはならない人格と尊厳があることをより一層意識しなくてはなりません。

また、「わざと人を傷つけようとしたわけではない」と思っても、それは言い訳になりません。

自分の言動がハラスメントにあたるかどうか、自らを省みる必要があります。相手の感受性を尊重する思いやりの気持ちと、対等な存在としてお互いを尊重しあう気持ちを持つことが大切です。

注意

ハラスメントについての明確な定義はありません。したがって、行為者の意図とは関係なく、他者が自分の価値観に照らして不快に感じ、環境が悪化したならば、それはハラスメントなのです。

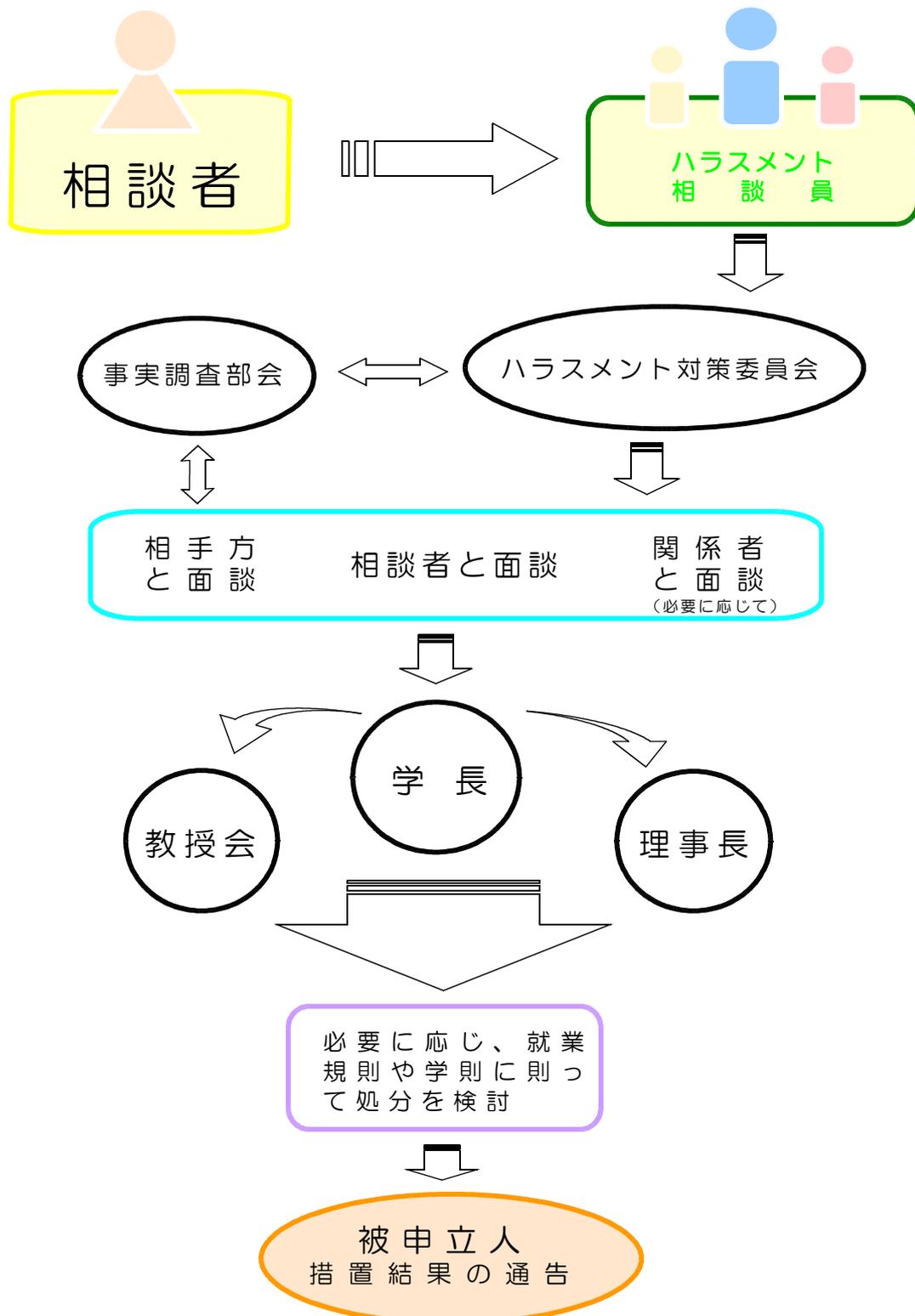


相談の流れ

ハラスメントの被害を受けた、または受けたと思う学生・教職員は、学長直属のハラスメント相談窓口の相談員にいつでも相談することができます。相談方法は、直接出向いても、電話やメールでもかまいません。また、直接・間接の被害を受けた学生・教職員に限らず、その学生や教職員から相談を受けた学生・教職員が相談することもできます。

相談窓口では、相談者の話に真剣に耳を傾け、問題の状況や所在を整理し、解決に向けてお手伝いをします。相談員は、相談者ならびに関係者のプライバシーを十分に尊重し、相談者の同意なしに相談内容が漏れることはなく、秘密は固く守られます。

相談された内容について調査が必要と思われる場合には、ハラスメント対策委員会は相談者の同意を得て事実調査部会を設置し、事実関係を調査した結果に基づいて救済措置等を講じます。



私たちができること…

ハラスメントの被害者は、偏見的な目で見られたり、非難されたり、孤立することを恐れています。被害者を責めたり、加害者を擁護したりするような言動はハラスメントの二次被害となります。被害者が二次的に心の傷を受けたり、相談や申し立てをしづらくなる等、二次被害を起こさないよう注意をはらいましょう。

たとえ善意であっても、加害者に第三者が直接注意をするなどといった行為は、被害者の意志に反する結果や、二次被害を引き起こすことになりかねません。私たちは被害者の意思を尊重して、私たちができる範囲でサポートするのが大切です。

第三者としてハラスメントに遭遇したら、見て見ぬ振りをしないでください。それはハラスメントに加担していることとなります。被害者の心の苦しみを考え、感じ、噂や風評に惑わされない冷静な判断をもって、ハラスメントを受けている人の力になること、それが私たちにできることです。



相談窓口

メールアドレス noharass@hakodate-u.ac.jp

電話番号 (0138)57-1181

ハラスメントを受けて悩んでいたら、上記の窓口に連絡してください。
その際次の項目をお伝えください。

◎連絡先、連絡方法（Eメールや携帯番号、希望時間帯）

◎お名前（匿名可）・学生番号

受付の後、相談員より早急にご連絡します。

相談メールは、ハラスメント相談員へ直接届き、あなたの意志を尊重しながら真剣に耳を傾け、秘密は固く守られます。

ハラスメント相談員については、相談窓口にお問合せいただくか、函館大学HP内にて公表しております。



学校法人野又学園
函館大学